

得度習礼所・教師教修所における  
インフルエンザ及び  
新型コロナウイルス感染症  
感染予防ガイドライン

僧侶養成部（得度習礼・教師教修担当）

2023（令和5）年8月9日策定

## 目次

1. はじめに	・・・・・・ P 1
2. 習礼教修所における各種研修(得度習礼・教師教修・得度講習会)実施に向けた基本的対応	・・・・・・ P 1
3. 受講予定者に示す感染予防対策	・・・・・・ P 1
4. 職員、講師及び業務委託業者が実施する感染予防対策	・・・・・・ P 4
5. 感染が疑われる者(発熱等)が発生した場合の対応	・・・・・・ P 5
6. 感染が確定した者が発生した場合の対応	・・・・・・ P 6
7. 得度式に際して講じるべき具体的な対策	・・・・・・ P 6
8. 旧蹟参拝及び本山・大谷本廟参拝(最終日)に際して講じるべき具体的な対策	・・・・・・ P 7
9. 教師教修における記念撮影(最終日)に際して講じるべき具体的な対策	・・・・・・ P 8
10. その他	・・・・・・ P 8

### 【資料】

1. 宗務所の研修会等におけるインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症への対応方針(別添①)
2. インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症による感染症への感染リスクに関する誓約書(別添②)
3. 2階研修室座席表(別添③)
4. 食堂座席表(別添④)

## 1. はじめに

この「得度習礼所・教師教修所におけるインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」は、「宗務所の研修会等におけるインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症への対応方針（以下「対応方針」という。）」（別添①）に基づき、得度習礼所・教師教修所（以下「習礼教修所」という。）におけるインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

ガイドラインでは、感染を拡大させるリスクを回避するため、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の、基本的な感染対策を行うことを前提とし、対象者及び場所並びに場面ごとに具体的な感染予防対策を規定することとする。

なお、ガイドラインの内容は、対応方針が変更された場合のほか、感染症の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて変更するものとする。

## 2. 習礼教修所における各種研修(得度習礼・教師教修・得度講習会)実施に向けた基本的対応

- (1) 総局は、受講生、職員（期間中指導員を含む。以下同じ。）、講師及び業務委託業者（食事、寝具提供業者）その他関係者へ感染症の感染拡大を防止するための対策を講ずるものとする。
- (2) 感染症のウイルスが習礼教修所内に持ち込まれないようにすることを感染防止の基本とする。
- (3) 習礼教修所内で感染が発生した場合には、感染の拡大を可能な限り最小限に抑えることができるよう拡大防止対策を講ずるものとする。
- (4) 自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように本ガイドラインに示す感染拡大防止対策を徹底するため、得度習礼及び教師教修における受講生の定員を最大70名とする。

## 3. 受講予定者に示す感染予防対策

- (1) 受講予定者に対し入所までに求める対応について
  - ① 受講するにあたり、感染症のウイルスを習礼教修所に持ち込まないことを前提とし、自己の体調管理に留意するとともに、各自感染予防に取り組むことを求める。
  - ② 受講に際し、別紙誓約書（別添②）の提出を求め、提出が無い場合は受講することができないものとする。  
但し、得度講習会の受講生については、誓約書の提出は不要とし、別紙誓約書の内容を確認・承知のうえ受講するよう求める。

## (2) 受講者に対し求める対応について

- ① 習礼教修所までの移動及び各種研修期間中は、必ずマスクを着用する。
- ② 習礼教修所入り口では手指の消毒及び職員による検温を実施し、37.5度以上の者は受講を断る。
- ③ 期間中は、毎朝、体温測定を実施し記録する。
- ④ 感染症への感染が確定した者又は疑われる者と受講開始日から遡って1週間前までの間に接触（同居や長時間密接した空間で過ごした場合等）があった場合は、受講開始日から遡って2日前までの間に抗原検査（体外診断用医薬品）を行い、その陰性証明を受講開始日に提示すること。  
なお、かかる費用は全て自己負担とする。

## (3) 習礼教修所の各所において実施する対策

- ① 全館
    - (ア) 使用する会場・部屋等の清掃、消毒及び換気を定期的に行う。
    - (イ) 備品等については、十分な消毒を行う。
    - (ウ) アルコール消毒液を各所に配置する。
  - ② 1階対面所・2階研修室・3階講堂
    - (ア) 机は、受講生の間隔を1メートル程度離して着席できるように配置する。
    - (イ) 講師が大きな声を出すことなく、マイクの使用を徹底する。
    - (ウ) 講義中は、出入り口各所及び窓を開放し、換気を徹底する。
      - 最大70席（前後12列・左右6列）
      - 椅子を机の左右交互に配席
      - 講師（演台）との距離の確保
      - 左右の入り口を常時開放し、サーキュレーターを活用し、換気を行う。

【参考：2階研修室・・・座席表別添③】

  - (エ) 勤行時には次のような対応を行う。
    - 得度習礼「晨朝勤行」「日没勤行（阿弥陀経、出棺・葬場）」及び教師教修「晨朝勤行」は、受講生を3階講堂及び本願寺西山別院本堂に分けて、グループごとに勤行を行い、受講生は前後左右1メートル程度離れて着座する。  
※必要に応じて2階研修室及び1階対面所も使用する。
    - 受講生及び職員は、勤行中もマスクを着用する。
- ③ 事務所  
カウンター越しに受講生の対応をする際は、距離を保つ。
- ④ 1階食堂
  - (ア) 受講生同士が真正面で着座することのない席の配置を行う。

- (イ) 配膳は、最少人数で行う。
- (ウ) 食事中（準備・片付けを含む。）は、私語を禁止する。
- (エ) 食事中以外は、マスクを着用する。
- (オ) 換気扇は、常時稼働しておく。  
また、サーキュレーターを活用し、換気を行う。
- (カ) 食事の前後は、テーブル及び椅子の消毒を行う。
- (キ) 休憩時に食堂を利用する際においても、手洗い、消毒及び換気等感染予防対策を徹底する。

【参考：食堂・・・座席表別添④】

⑤ 宿泊部屋

- (ア) 各部屋の定員を次の通りとする。
  - 10畳：4名
  - 16畳：5名
  - 28畳：8名
- (イ) 布団は室内に他人の布団と分けて置き、就寝時は、指定の布団を使用する。
- (ウ) 空気清浄機やサーキュレーターを活用し、換気を行う。
- (エ) 講義中等、部屋を不在にするときは窓・扉を開放しておく。

定員70名の場合における各宿泊部屋の最大人数

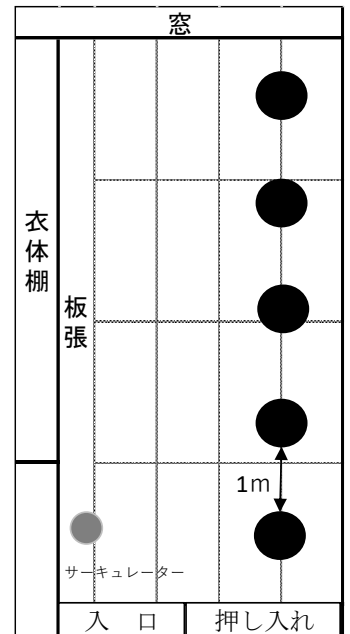
<参考：16畳5人部屋の配置図案>

第2研修道場 2階

16畳 (5人)		10畳 (4人)
16畳 (5人)		10畳 (4人)
16畳 (5人)		10畳 (4人)
		10畳 (4人)
28畳 (8人)		
洗面所		

第2研修道場 3階

16畳 (5人)		10畳 (4人)
16畳 (5人)		10畳 (4人)
16畳 (5人)		10畳 (4人)
	洗面所	10畳 (4人)
16畳 (5人)		
洗濯機		



⑥ 喫煙場所

全館禁煙とする。

⑦ エレベーター

ボタン等の消毒を定期的に行う。

- ⑧ 調理室（厨房）
  - 食事提供業者の定める感染予防対策に沿って、当該業者職員による感染予防対策を徹底する。
- ⑨ ロビー、通路及び階段等
  - 常時換気を行い、手すり等は定期的な消毒を行う。
- ⑩ トイレ・洗面所
  - (ア) 不特定多数が接触する場所（便座及びドアノブ等）は、清拭消毒を行う。
  - (イ) 洋式トイレでは蓋を閉めて流すよう表示する。
  - (ウ) ペーパータオルを常備し、使用後は蓋の付いたゴミ箱へ入れる。
- ⑪ 浴室
  - (ア) 1回の入浴人数を制限したうえで使用する。
  - (イ) 脱衣場、浴室及び浴槽内における対人距離を確保するほか、会話を控える。
  - (ウ) 風呂桶等共有する物品は使用後に流水で水洗いする。
  - (エ) 脱衣場及び浴室は常時換気する。
- ⑫ 清掃・その他
  - (ア) マスクの着用を徹底する。
  - (イ) トイレ及び浴室の清掃はマスクのほか、ビニール手袋の着用を徹底する。
  - (ウ) 鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
  - (エ) 水分補給用紙コップは、蓋の付いたゴミ箱に捨てる。
  - (オ) ゴミの廃棄を行う者は、マスク及びビニール手袋の着用を徹底する。
  - (カ) 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いをし、アルコール消毒を行う。

#### 4. 職員、講師及び業務委託業者が実施する感染予防対策

##### (1) 職員が安全確保のために実施すること

- ① 事前にガイドラインを通読し内容の理解に努める。
- ② 感染症のウイルスを習礼教修所に持ち込まないことを前提とし、自己の体調管理に留意するとともに、感染予防に取り組む。
- ③ 出勤に際しては、必ずマスクを着用する。
- ④ 出勤前には体温を測定し、37.5度以上の発熱や風邪の症状が有る場合は、出勤を控える。

- ⑤ 咳エチケット、マスクの着用及び手洗い・手指の消毒を徹底する。
- ⑥ 受講生の対応にあたっては、距離の確保を徹底する。
- ⑦ その他、基本的な感染予防対策に努める。

## (2) 講師が安全確保のために実施すること

- ① 事前にガイドラインを通読し、内容の理解に努める。
- ② 出講に際し次のような自己の感染予防対策を行う。
  - (ア) 感染症のウイルスを習礼教修所に持ち込まないことを前提とし、自己の体調管理に留意するとともに、感染予防に取り組む。
  - (イ) 出講前には体温を測定し、37.5度以上の発熱や、風邪の症状が有る場合は、出講を控える。
  - (ウ) 出講に際しては、必ずマスクを着用する。
  - (エ) 入所時及び退所時は手指の消毒をする。
  - (オ) 講義中はマスクを着用し、マイクを使用する。
  - (カ) 受講者との距離を確保する。
- ③ 出講後3日以内に感染症への感染が確定した場合には、速やかに僧侶養成部<得度習礼・教師教修担当>まで連絡する。

## (3) 業務委託業者が安全確保のために実施すること

食事提供業者及び剃髪業者は、感染予防対策を定め、それに基づく対策を講じるとともに、ガイドラインも併せて遵守する。

## 5. 感染が疑われる者（発熱等）が発生した場合の対応

### (1) 受講生の場合

- ① 医療機関を受診させる。  
なお、医療機関を受診する際の費用は、全て自己負担とする。
- ② 医療機関における感染症の診断結果(医師の診断)が陰性の場合でも、健康状態の経過観察を行い、症状軽快までは別室(空き部屋又は本願寺西山別院書院等)へ隔離する。  
その際の講義は、ライブ配信し、他の受講生とは別会場(講師控室又は第一事務所等)にて受講し、学習を行う。
- ③ 対応する職員は、マスクの着用等適切な防護対策を講じたうえで対応する。  
また、医療機関への搬送に使用する公用車については、窓を開けて換気を行う等の対策を施す。

## (2) 職員の場合

- ① 出勤を控え、医療機関を受診させる。
- ② 医療機関における感染症の診断結果(医師の診断)が陰性の場合でも、健康状態の経過観察を行い、症状軽快までは出勤を控える。

## (3) 講師の場合

当該講師は出講を取りやめとし、担当を交代する。

なお、出講日から遡って1週間前までの間に感染症への感染が確定した者又は疑われる者との接触(同居や長時間密接した空間で過ごした場合等)がある場合は、自宅からオンラインにて、講義又は指導等を行うことを基本とするが、講義内容によってオンラインでの講義又は指導等が難しい場合は、担当を交代する。

## 6. 感染が確定した者が発生した場合の対応

### (1) 受講生の場合

- ① 感染が確定した受講生については、僧侶養成部が状況を総局に報告のうえ、途中退所とする。
- ② 感染が確定し、退所する受講生の所属寺住職及び家族等に連絡する。
- ③ 他の受講生の対応については保健所又は「きょうと新型コロナ医療相談センター」等に相談する。  
なお、研修継続可否の判断は、総局が行う。
- ④ 研修を継続する場合は、十分な感染予防対策を講じたうえで継続する。
- ⑤ 感染が確定し、途中退所する受講生の習礼費、教修費及び得度講習会受講料は、日割り計算し、退所決定当日までの日割り額を収納し、残額は本人に返金する。

### (2) 職員の場合

発症後1週間を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間、各種研修会への参加を控える。

### (3) 講師の場合

当該講師は、出講を取りやめとし、担当講師を交代する。

## 7. 得度式に際して講じるべき具体的な対策

### (1) 受式者の安全確保のために実施すること

マスク着用・手指の消毒・私語禁止の徹底を基本とする。



- ① 移動（貸し切りバス）  
乗車前に手指の消毒を行う。
- ② 控室（鴻の間）  
（ア）入室前に手指の消毒を行う。  
（イ）間隔をあけて着座する。
- ③ 日没勤行（御影堂）参拝  
間隔をあけて着座する。
- ④ 得度式習礼・得度式  
本願寺式務部の指示に従う。
- ⑤ 記念撮影（ご門主様ご臨席）  
撮影の直前直後はマスクを着用する。
- ⑥ 本典授与式（鴻の間）  
通常通り、総務から代表者へ本典の授与、及び祝辞を行う。

**（２）総務及び関係職員の安全確保のために実施すること**

上記「（１）受式者の安全確保のために実施すること」に準じて、マスクの着用及び人との間隔の確保に留意する。

**８．旧蹟参拝及び本山・大谷本廟参拝（最終日）に際して講じるべき具体的な対策**

**（１）旧蹟参拝及び本山晨朝参拝に際し実施すること**

マスク着用・手指の消毒・私語禁止の徹底を基本とする。

- ① 移動（貸し切りバス）  
乗車前に手指の消毒を行う。
- ② 阿弥陀堂・御影堂  
（ア）入堂前に手指の消毒を行う。  
（イ）本願寺式務部の指示に従い、間隔をあけて着座する。

**（２）お齋に際し実施すること（晨朝後鴻の間にて）**

- （ア）鴻の間に入る前には、手指の消毒を行う。
- （イ）食事中以外は、マスクを着用する。

**（３）大谷本廟参拝に際し実施すること**

仏殿及び明著堂へは、グループ毎に交互に参拝する。

## 9. 教師教修における記念撮影（最終日）に際して講じるべき具体的な 対策

撮影の直前直後は、マスクを着用する。

## 10. その他

- (1) 本ガイドラインに規定されていない事項については、対応方針に準ずる。
- (2) 本ガイドライン及び対応方針に規定されていない事項が生じた場合は、施設の使用状況等に応じて、感染予防対策を講じて感染予防に努める。

以 上

## 宗務所の研修会等における インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症への対応方針

### 1. 参加の条件

- (1) 研修会初日において、37.5度以上の発熱やインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）への感染が疑われる症状がないこと。
- (2) 研修会初日からさかのぼって1週間以内に、感染症の発症がないこと。

### 2. マスクの着用について

マスクの着用は個人の判断を基本とする。但し、次の場合は以下のとおり対応すること。

- (1) 感染症の感染状況、会場の密集・密接状況、参加者の年齢層などにより、研修会等を所掌する担当部においてマスクの着用が必要と判断した場合には、参加者等へマスクの着用を求める。
- (2) 研修会初日からさかのぼって1週間以内に、感染症への感染が確定した者または疑われる者との接触（同居や長時間密接した空間で過ごした場合等）があった参加者、また、新型コロナウイルス感染症の感染確定後10日を経過していない参加者は、不織布マスクを着用する。

### 3. 基本的な感染予防対策

- (1) 会場等の入口にアルコール消毒液を設置する。
- (2) 換気を定期的に行う。
- (3) 感染症の流行期においては、人と人との距離を確保する。

### 4. 研修会等の期間中において感染症への感染が疑われる参加者が出た場合の対応

- (1) 感染症への感染が疑われる参加者については、担当部の判断により、参加中止を求める。
- (2) 必要に応じて、医療機関等を受診させ、医師の指示に従うこと。
- (3) 職員及び講師等は、マスク着用等の適切な感染防止対策を講じたうえで対応する。

### 5. その他

- (1) 感染症の感染が大きく拡大した場合の対応については、適宜参加者へ通知する。
- (2) 本対応方針に基づき、参加条件を満たさず不参加となった場合、また、研修会等の期間中に感染症への感染が疑われ担当部の判断により参加中止となった場合において生じる、開催場所までの移動及び宿泊にかかる経費（キャンセル料含む。）は自己負担とする。なお、参加費等は、参加中止のタイミング等により、担当部において判断のうえ対応する。
- (3) 本対応方針を参加者に対して事前に周知する。
- (4) 研修会等に関わる職員及び講師等についても本対応方針に基づき対応する。
- (5) インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症以外の感染症への対応については、国が示す方針に準じて判断する。

以上

浄土真宗本願寺派 総局 御中

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症による感染症への  
感染リスクに関する誓約書

私は、20●●（令和●）年●月【得度習礼・教師教修】（以下「研修」という。）を受けるにあたり、下記のとおり誓約いたします。

## 記

1. 得度習礼所・教師教修所（以下「習礼教修所」という。）における研修を受講するにあたり、「得度習礼所・教師教修所におけるインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドライン」の内容を了承し、これを遵守します。
2. 受講開始日から遡って1週間前までの間に、感染症の感染が確定した場合又は37.5度以上の発熱若しくは感染症への感染が疑われる症状を有していた場合は受講を控えます。
3. 前項の期間中に感染症への感染が確定した者又は疑われる者との接触（同居や長時間密接した空間で過ごした場合等）があった場合は、受講開始日から遡って2日前までの間に抗原検査（体外診断用医薬品）を行い、その陰性証明を受講開始日に提示します。
4. 受講期間中に感染症への感染が疑われる症状を発症又は感染の陽性判定を受けた場合は、受講の中止等、総局の対応に従います。
5. 感染症の影響により、習礼教修所における研修及び関連儀式等が開催中止又は開催期間中に中止となった場合は、総局の対応に従います。
6. 居住する地域における感染症の感染状況により、総局から受講の延期又は申込取り下げの依頼があった場合、速やかに所定の手続きを行います。
7. 前3項の場合において生じる、開催場所までの移動及び宿泊にかかる経費（キャンセル料を含む。）は、自己負担とし、一切の請求を行いません。
8. 習礼教修所における研修の実施において感染症への感染を完全に防止することは不可能であることを承知し、万一感染することがあっても、総局に対してその責任を問うことはしません。

提出日（誓約日）20●●（令和●）年 月 日

教区 組 寺/坊

受講者名 \_\_\_\_\_ ㊞

上記承諾します

教区 組 寺/坊

住職(兼務・代務)名 \_\_\_\_\_ ㊞

## 2階研修室座席表 (70名着座図)

別添③

●  
サーキュレーター

●  
サーキュレーター

出入口

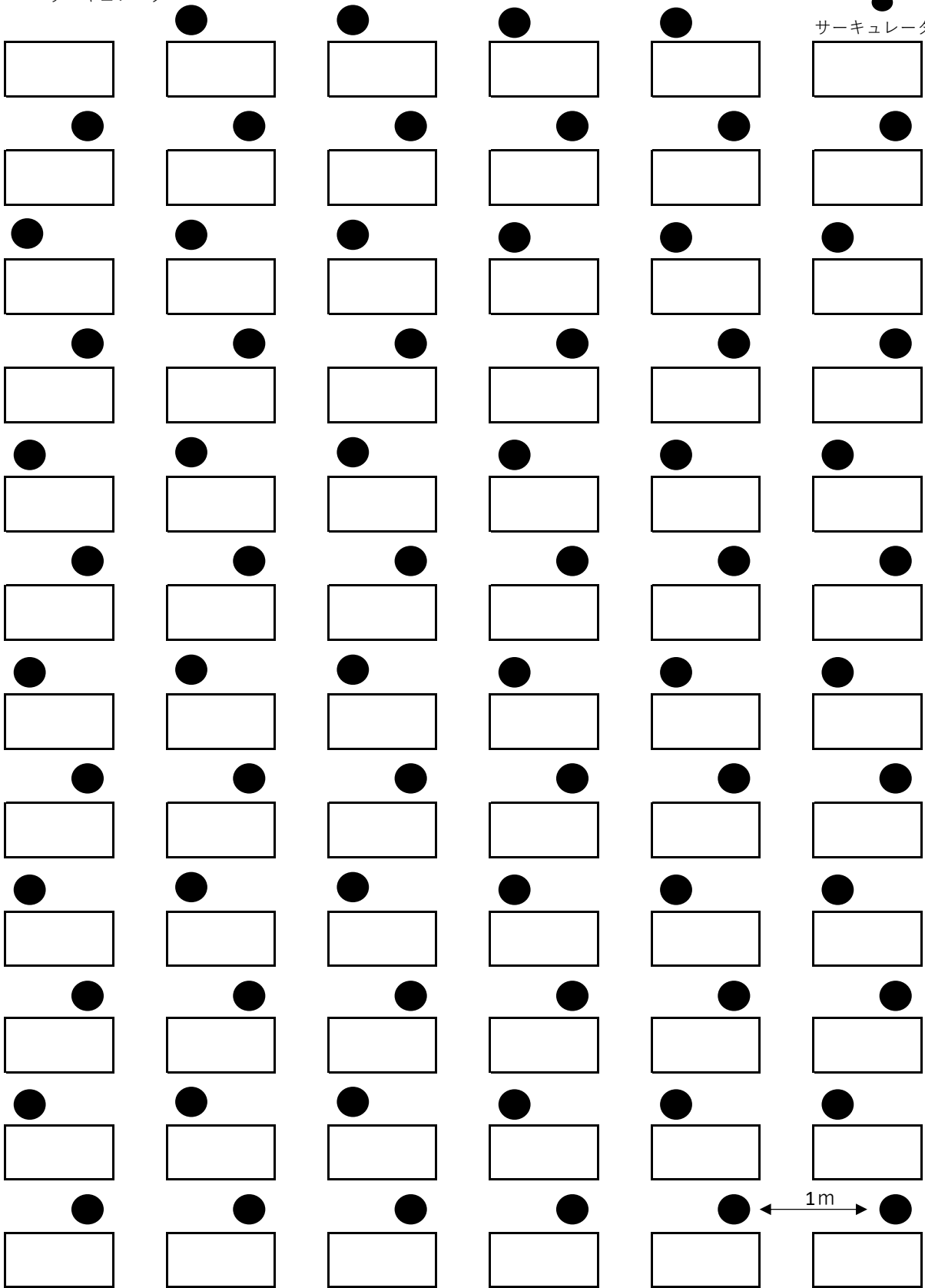
出入口

出入口

出入口

出入口

出入口



← 1m →

※演台には必要に応じてパーテーションを設置

演 台

御本尊

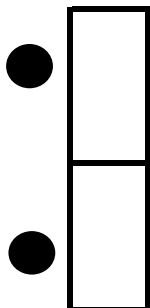
●  
サーキュレーター

●  
サーキュレーター

# 食堂座席表 (70名着座図)

別添④

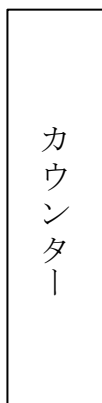
教育主幹



指導員



サーキュレーター

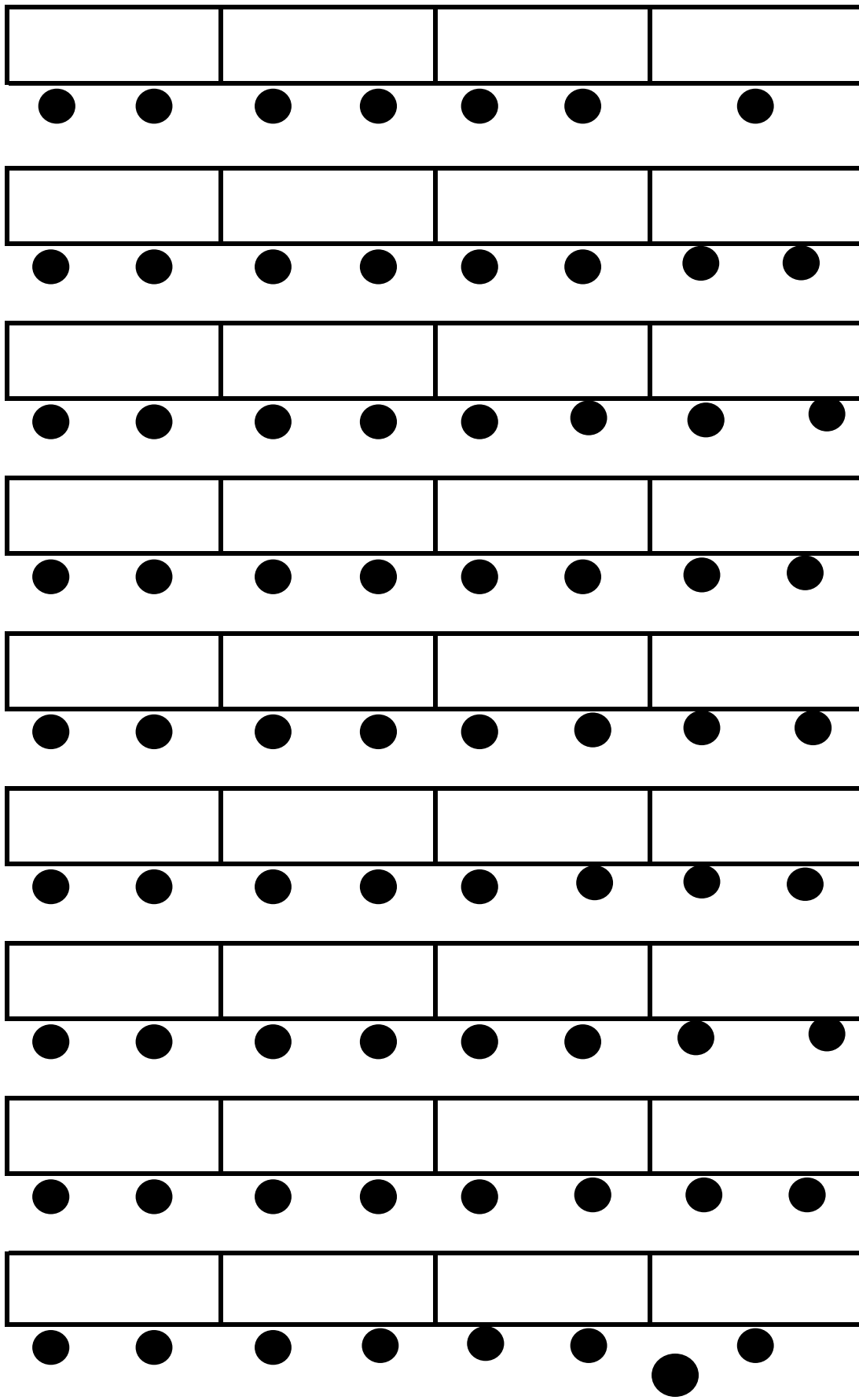


サーキュレーター

入り口



サーキュレーター



サーキュレーター